

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第17条第3項の規定に基づき消防長に準ずる職についておよび法第17条第4項の規定に基づき消防職員委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(平18規則5・一部改正)

(消防長に準ずる職)

第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防本部次長(次長に相当する職を含む。)とする。

(平18規則5・一部改正)

(委員長)

第3条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は8人とする。

- (1) 消防本部 2人
- (2) 消防署 2人
- (3) 北中山分遣所または朝日分遣所 2人
- (4) 丹生分署または越前分遣所 2人

(平21規則4・一部改正)

(委員の指名)

第5条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなつた場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(意見取りまとめ者)

第7条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、3人とするものとする。

3 意見取りまとめ者の任期は、2年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(平17規則5・追加)

(消防職員の意見の提出)

第8条 消防職員は、法第17条第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、または委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるることができるものとする。

(平17規則5・旧第7条繰下・一部改正、平18規則5・一部改正)

(委員会の会議および議事等)

第9条 委員会の会議は、毎年度1回以上開催するものとする。

(令8規則3・全改)

(委員会の意見)

第10条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(平17規則5・旧第9条繰下・一部改正)

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員および意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果および当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(平17規則5・追加)

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(平17規則5・旧第10条繰下)

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

(平17規則5・旧第11条繰下)

附 則

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

2 平成8年度において消防長が指名した委員の任期は、[第6条第1項本文](#)の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則(平成17年規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第7条第3項本文の規定にかかわらず、2年に満たない期間とすることができるものとする。

附 則(平成18年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(令和8年規則第3号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別記様式](#)

(平17規則5・全改)

別記様式

意見書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りま とめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りま とめ者氏名	※2 受付	年 月 日	

鯖江・丹生消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。

件 名	
区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件および厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服および装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。